

再生可能エネルギー発電所建設に係る法整備を求める意見書

東日本大震災以後、再生可能エネルギーの普及を促す国の政策に応じて、太陽光や風力などの再生可能エネルギー発電所が全国で増加している。

2012年の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が制定されたことに伴い固定価格買い取り制度（FIT）が導入され、それを機に全国で再生可能エネルギー発電所の建設ラッシュが始まっている。

一方で風力発電では、バードストライクや低周波による健康被害の問題、特に太陽光発電に関しては、広大な敷地へのパネル設置に伴う大規模な森林伐採による土砂・汚泥の流出及び定置網や養殖などの沿岸漁業への深刻な影響、そして自然災害の危険の拡大や景観の崩壊に伴う住環境の悪化を心配し、懸念する声も高まっている。

我が国のエネルギー政策の重要な柱であるクリーンで地域と調和することを前提とした再生可能エネルギーそのもののイメージ低下にもつながってくるものが心配される場所である。

こうした再生可能エネルギー発電所設置における課題は多くの自治体が抱えており、都道府県や市町村では、ガイドラインや条例制定など、課題への対応に苦慮している。

よって、国におかれては、速やかに再生可能エネルギー発電所建設に係る事業説明や環境アセスメント調査の義務化などを含め、関係住民の合意形成に努めるなどの法整備を図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三石文隆

内閣総理大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

} 様